

「外国人総合相談センター埼玉」への相談から

Q.34) 外国人の離婚・再婚・出産について

★在留資格が「日本人の配偶者等」で在留している外国人が、日本人配偶者と死別・離婚したとき：

★14日以内に、地方入国管理局に届け出なければならない。

★7月9日の改正法施行後は、離婚後6か月以内に出国あるいは他の在留資格へ変更しなければ、在留資格取り消しの対象者となり、出国命令・退去命令になる。

★離婚・死別した日本人配偶者との間に「日本国籍の子」がいて、日本で子の監護養育をする必要がある場合は、「定住者」へ在留資格変更許可の申請をし、認められれば引き続き日本に在留することができる。

(\*日本人の配偶者であっても、もともと「定住者」の在留資格を持って在留している人は、離婚等をした場合でも、届出をする必要はない。)

★外国人女性が日本人男性と再婚する場合：

★日本の民法では、女性は離婚してから6か月間は結婚することができない(民法733条)。この6か月の再婚禁止期間中には、婚姻届を提出しても受け付けてもらえない。

★外国人配偶者の本国法で決まっている「再婚禁止期間」が、6か月以上である場合は、本国法で定める再婚禁止期間を過ぎなければ、婚姻届は受け付けてもらえない。(\*フィリピン女性の配偶者が「死亡」して再婚する場合は、フィリピンの法律も適用されて301日の結婚待機期間がある。)

★外国人女性と日本人男性の間に子どもが生まれた場合：

★正式に結婚してから生まれた子どもには、日本人の国籍が与えられ、男性の戸籍に入る。

★未婚で出産する場合、日本人男性が出産前に認知(胎児認知)すれば、子に日本国籍が与えられる。(\*出産後正式に結婚しても、日本人国籍が与えられることにはならない。)

★婚姻中に夫以外の男性の子をみごもった後、正式に夫と離婚し、その男性と再婚したとしても、離婚後300日以内に出生した場合は、その子の法律上の父親は離婚した前夫となる

ので、子どもは前夫の戸籍に入ることになる(民法772条)。

★前夫が血縁上の父親ではなく、血縁上の父を法律上の父としたい場合には、家庭裁判所において、そのための裁判手続きを行わなければならない。前夫の協力も必要になるので、簡単なことではない。

★離婚、再婚、出産に関しては、以上のルールをしっかりと守らなくてはならない。後での解決は非常に複雑で困難になる。

选自埼玉外国人総合相談センターの相談

问题34) 離婚・再婚・出生

★持有“日本人的配偶者等”资格的外国人，跟日本人配偶死别或离婚の場合：

☆必须在离婚后14天以内，向居住地管辖的入管局申报离婚事宜。

☆新的入管法已于7月9日施行规定：不跟日本人配偶离婚后6个月以内出境或没有更改在留资格的情况，会成为被取消在留资格的对象，被遣返回国。

☆跟日本人结婚生孩子后死别或离婚，而要在日本把持有日本国籍的子女监护养育の場合，可以申请把“配偶者”在留资格更改为“定住者”，批下来的場合可以继续居住在日本。

(\*已经持有定住者在留资格者，跟日本人配偶离婚或死别也不需要向入管局申报。)

★外籍女士跟日本人再婚の場合：

☆日本的民法第733条规定，女方在离婚后6个月内不能结婚，即女方在离婚后满6个月才能再婚。在禁止再婚期间办婚姻申请，市町村不会予以受理。

☆外国人配偶者的本国法若规定禁止再婚期间多于6个月的话，不满这个期限，市町村也不会受理婚姻申请。(\*菲律宾的法律规定女方与配偶死别后必须等301天才能够办理婚姻手续。菲律宾女士要在日本与日本人配偶死别后办再婚手续，菲律宾的有关法律会适用。)

★外籍女士和日本男士之间有孩子的場合：

☆父母结婚后生孩子的場合，子女会获得日本国籍，加入父亲的户籍。

☆父母没有结婚而生孩子，只限于日本男士在孩子出生之前认领(胎儿认领)的情况下，子女才会获得日本国籍。(\*父母在孩子出生后再办结婚的，子女不能获得日本国籍。)

☆婚姻期间与其它男子怀了孩子后，即使与丈夫正式离婚，与这男子再婚，但只要孩子是在离婚后300天内出生的，孩子法律上的父亲便是前夫。所以孩子得报入前夫的户口。(民法722条)

☆如上所述，前夫不是亲生父亲，要把亲生父亲办成法律上的父亲，需要到家庭裁判所办理相关手续。由于这需要前夫的协助，因此该手续较繁琐难办。

★关于离婚、再婚、出生，外籍人士必须遵守上述有关法律规定，否则事后处理这些问题，会变得复杂而难以解决。